

大規模行為に関する規制の変更について

区分		現行	景観計画策定後	市民による景観形成を経て規制強化した場合 (条例改正が必要)
届出対象 (建築物 抜粋)	行為	新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更なし	次の行為について、必要なものを届出対象とすることができる。届出対象とする規模も定めることができる。
	規模	<p>高さ10mを超えるもの (増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外壁の色彩の塗り替え」については、面積の過半を超える場合)</p> <p>建築面積が1,000㎡を超えるもの (増築又は改築により建築面積が1,000㎡を超えることとなる場合を含む。)</p>	<p>高さ10mを超えるもの (増築又は改築により新たに10mを超えることとなる場合を含む。「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合)</p> <p>建築面積が1,000㎡を超えるもの (増築又は改築により建築面積が1,000㎡を超えることとなる場合を含む。但し、増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の場合を除く。「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」については、鉛直投影で一壁面の面積の過半を超える場合)</p>	<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>開発行為</p> <p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>木竹の植栽又は伐採</p> <p>さんごの採取</p> <p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>水面の埋立て又は干拓</p> <p>夜間照明</p> <p>火入れ</p> <p>その他、秋田市都市景観条例で定める行為</p>
全市共通 (建築物の変更点 抜粋)	全項目共通	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和する。 (新たに追加)</li> <li>・景観資源と調和する。 (新たに追加)</li> </ul>	市民合意の程度と規制目的に応じて決定される。
	外壁・屋根の色彩	<p>基調となる色はけいばい色を避け、彩度を抑えた色彩とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色(鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色)は、彩度5以下とする。</li> <li>・彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁(鉛直投影)の面積の10%以内とする。(新たに追加)</li> <li>・色彩を組み合わせる場合は、それぞれの色彩の色調(トーン)をそろえる。 (新たに追加)</li> </ul>	
	敷地の緑化	樹木、花等で緑化すること。	道路に面する箇所については、沿道緑化する。	
手続フロー				
勧告に従わない場合の措置		<p><b>事実の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</li> <li>・公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市行政手続条例第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。また、あらかじめ審議会の意見を聴き、弁明の内容を審議会に報告しなければならない。</li> </ul>	<p><b>事実の公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</li> <li>・公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市行政手続条例第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。また、あらかじめ審議会の意見を聴き、弁明の内容を審議会に報告しなければならない。</li> </ul>	<p><b>是正命令</b></p> <p>条例で対象となる行為(特定届出対象行為)を定める必要がある。</p>
罰則		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30万円以下の罰金</li> <li>・届出をしないか、虚偽の届出をした場合</li> <li>・届出から30日後よりも前に行為に着手した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以下の懲役または50万円以下の罰金</li> <li>・原状回復命令に従わない場合</li> <li>・50万円以下の罰金</li> <li>・是正命令に従わない場合</li> <li>・30万円以下の罰金</li> <li>・届出をしないか、虚偽の届出をした場合</li> <li>・届出から30日後よりも前に行為に着手した場合</li> </ul>